

令和7年第10回農業委員会議事録

令和7年10月27日

長瀬町農業委員会

令和7年第10回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和7年10月27日
開催年月日 令和7年10月27日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 常木 真人
閉会時刻宣告者 14時05分 事務局長 常木 真人
会長 宮澤 史明 会長職務代理 齊藤喜久夫

○出席委員

農業委員

| 席次 | 氏名 | 席次 | 氏名 |
|----|-------|----|-------------|
| 1 | 常木 三郎 | 9 | 齊藤喜久夫 |
| 2 | 林 春政 | 10 | 松本 高正 |
| 3 | 武井 哲夫 | 11 | 野原 重信 |
| 4 | 朽原 仁 | 12 | 島田 暁 |
| 5 | 野原 隆男 | 13 | 宮澤 史明 |
| 6 | 鈴木 智子 | | 農地利用最適化推進委員 |
| 7 | 井上ゆかり | | 第1区域 堀口 栄一 |
| 8 | 山口 俊司 | | 第3区域 須賀 勤 |

○欠席委員

第2区域 坂上 健司 第4区域 野口 稔
議事参与者 事務局長 常木 真人 事務局 小川 竜太
事務局 大谷 大河

会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請1件について
- (2) 議案第2号 農用地利用集積等促進計画について
- (3) 議案第3号 農用地利用配分計画について
- (4) その他
 - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中をご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまより令和7年第10回農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 それでは、初めに宮澤会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。お疲れさまでございます。

大分朝晩が涼しくというか寒くなってまいりまして、インフルエンザもはやっているようですけれども、体調は十分気をつけていただきたいなというふうに思います。

高市新総理が誕生いたしまして、今盛んに海外の外交で忙しく飛び回っているようですけれども、所信表明の中でかなり食料安全保障の観点から農業分野のお話もかなり時間取って話していました。ちょっと期待をしているところです。

当初は期待値も含めて最新技術を

本日の議題ですけれども、5条の許可申請が1件のほか、農地利用集積の計画と配分でございます。

ご審査賜りますが、よろしくをお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、早速議題に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席農業委員は13名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の届出が野口推進委員よりありましたので報告させていただきます。

それから、坂上推進委員も欠席のようです。

◎諸般の報告

○議長 議事に入る前に諸般の報告をいたします。

10月の8日に農業委員会の郡市協議会の役員会で横瀬町役場でございまして、私と事務局の常木課長と行ってまいりました。

本年度の先進地視察研修または委員等の研修会についての議事がございまして、また急な話なんですけれども、11月の25日に山梨県の北杜市の農業委員会を会長と事務局長で現地視察する計画も立てられました。

よって、次第にありますとおり、議会の日程が25日でなく、26日というふうにちょっと後で皆さんにお諮りしたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

山梨県北杜市の農業委員会はタブレットの現地調査でかなり進んでいる、活動しているということなんで、ちょっとそれを見てまいります。

これで諸般の報告を終わりにいたします。

◎議事録署名人の指名

○議長 次に、議事録署名の指名を行います。

7番、井上ゆかり委員、8番、山口俊司委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に7番、井上ゆかり委員、8番、山口俊司委員を指名いたします。

それでは、議題に入ります。

◎農地法第5条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請1件についてを議題とします。

農地法第5条、番号1、———氏、———氏所有の農地を———
———氏が蓄電池設置用地へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号 農地法第5条、番号1についてご説明します。

番号1、譲受人、住所・氏名が_____、
_____さん。譲渡人が2名おまして、1人目が_____、
_____さん。2人目が_____、_____さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地が_____、地目が畑、面積が946平米の1筆です。転用の目的は蓄電池設置用地となります。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

資料のほうに案内図と公図がありますので、ご確認をお願いします。

場所がフジマートの国道向かいの空き地となっている宅地と畑の部分でございます。

申請事由については、太陽光発電普及による日中時間帯の余剰電力などの発電された電気の効率的な運用を目的とした蓄電池の候補地を探していたところ、国道に接しており、なおかつ大型車の搬入可能であり、休耕状態にあった申請土地の存在を知った上で、今回の申請に至ったということです。

次に、計画の内容です。裏面に配置図のほうありますのでご覧ください。

こちら申請土地と購入予定の国道に接している宅地と合わせたこちらの筆の一番奥、一番東側の奥に蓄電池のコンテナアースのようなもの、こちらの4基を縦に並べるような形で設置を予定しているということです。

資金計画については、土地購入費が_____円、建築費等が_____円、その他諸般の費用が_____円、資金調達は自己資金です。

農地の状況については、その他の区域となります。

区分については、駅の300メートル以内にある農地のため、第3種農地と判断されます。

また、次に申請地が自然公園の普通地域内にあり、国道140号線に接しているものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

5番、野原隆男委員の説明をお願いいたします。

○5番野原隆男委員 それでは、説明させていただきます。

10月の22日水曜日に事務局の大谷さんと推進委員の堀口さんと現地に確認に行きました。

場所についてですが、場所は事務局の説明にあったとおり、フジマートの国道向かいにある場所です。フジマートから県道を挟んですぐのところですが、現地に着いて現地を見まし

たら周辺の住宅等はある程度の距離がありました。

また、隣接の農地については柿などの背の高い果樹を育てており、なおかつ所有者への同意も取れていることから問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 野原隆男委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

先日、10月22日、農業委員の野原さん、事務局の大谷さんと現地確認を行いました。

今、畑が雑草で埋もれていらして、草丈が大体膝ぐらいまでありまして、立ち枯れ草状態でありました。

この畑の説明につきましても、国道140号とこの畑の間、686の3番地、これがこのお二方の宅地となっています。

ここを出入りするということで、ここにも出入り可能の接道がありますということが申請にもされてありますので、特に問題はないと思います。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○9番齊藤喜久夫委員 1点だけちょっと。

○議長 齊藤委員。

○9番齊藤喜久夫委員 あそこの豊島製作所のところの蓄電池、大分進んでいるんですけども、それと同じような方式でやる形式だと思うんですけども、この土地代と言ったらいい……ちょっと前のあれと比べてみてかなりの———ぐらいの値段ですから、それで宅地の値段と一緒に取引形態ということで理解したほうがいいですか。ちょっとよく分かんないの。それだったら関係ない話かもしれないですけども、一応畑としての着目でこれを何だったっけ……売るということで、非常に裕福な会社なのかなというふうに思ったんですけども、これは固有のあれだから、値段が高いだ安いだと文句言う筋合いはないと思うんですけども。

○事務局 そうですね、ちょっと紛らわしいんですけども、今回申請している———
—さんが、豊島のほうの蓄電池の建築の依頼を受けているのが———さんという
……

(「そうなんだ」と呼ぶ者あり)

○事務局 そうですね。

○9番齊藤喜久夫委員 じゃ、近場でということ……

○事務局 そうですね。もともと、こちらが青地なので除外の申請を11月にしたので、段階としてはこちらのほうが一応もしかしたら早かった可能性も……

○9番齊藤喜久夫委員 なるほどね。

○事務局 そうです。だから企画が……

○9番齊藤喜久夫委員 引っかけたというか、ちょっと前の記憶ないんだけど、よく覚えていないんだけど、順番、国道沿いとはいえ結構いい値段だなと思っただけで……

○事務局 金額の話がそのときはなかったのに、いざ蓋を開けてみたら現在のところだったので。

○9番齊藤喜久夫委員 この——さんちは分割協議か何かで共有の所有しているのかあれだったのか……

(発言する者あり)

○9番齊藤喜久夫委員 そうなんですか。

○事務局 ちょっと私、ごめんなさい、補足で今年の11月、私がそのとき当時窓口やっていたので、ちょっと補足なんですけれども、この土地についてはほかの事業体で動いていた経緯があったそうで、ほかの事業で売買に向けて進めていた土地みたいなんですけれども、そこにこの——の関係の蓄電池が、そっちの先に進めたほうからすれば横やりが入ったという言い方をされたんですけれども、そこでどうしても欲しかったそうで、当初計画していた事業者よりも——倍の値段で土地を買われたと。

(発言する者あり)

○事務局 そうですね。なので土地の価格が——に高くなっているのはどうしても……

○議長 田んぼでこれだったら誰でも売るよね。

○事務局 そうですよ。

当初の計画というのがこの筆だけでなく、多くの筆が必要で、そのほかの土地の所有者の方と打合せしていたところ、この土地だけ買われてしまった。で、——の値段で出されたので、こちらは引かざるを得なかったという話で。本当に——な値段で。

○9番齊藤喜久夫委員 値段は農業委員会でいいだ悪いだってそういうのはできないとは思いますが、農地だから畑だから、いいなって。

○議長 ご存じのとおり平均価格というのは委員会で公にしていますので、聞かれればその価格

は提示しますけれども、契約の内容については踏み込めないというところなので、ご理解いただきたい。

ほかにございますか。

○須賀 勤委員 接道は国道となっているんですけども、これ多分農地じゃないから全く書いてないと思うんですが、国道に実際に面しているエリア書かれていないんですけども、その辺はどうなんですか。この地図を見て……

○事務局 国道に面している部分が公図でいうと——になるんですが、それも含めて蓄電池の施設として利用するような形になります。なので、接道、この筆単体ですと接道という言い方ちょっと変なんですけれども、併せて……

○議長 農地でないから載っていないんだ。

○須賀 勤委員 あと、段差の方は……

○事務局 今回はないですね、段差は。

あとは入れるように縁石は切るという話はしています。

○須賀 勤委員 接続はし直すんだと言っていた気がするんですが、この裏側っていうんですか、土手があるっていう……

○事務局 裏の、赤道のあれになっていまして……

○須賀 勤委員 段差があって農地のようなていでなっているんです、裏の図面が。段差があるようなんですけれども、そんなにはないんか。

○事務局 そうですね。歩いた感覚で言うと……

○議長 あるっちゃ、ある。

○須賀 勤委員 これで見ると結構段差が……

○事務局 前回の豊島と比べるとずっと低いので。あちらは普通に数十センチ段差があったんですけれども。

○議長 当然、進入路作る段階で工事は必要ですけども、全体計画がここじゃ分かんないからね。宅地の部分についてはここでは説明できない。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ござ

いませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

◎農用地利用集積等促進計画について

◎農用地利用配分計画について

○議長 続きまして、議案第2号、議案第3号につきましても関連がございますので、まとめて説明させていただきます。

議案第2号 農用地利用集積計画について、議案第3号 農用地利用配分計画についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

なお、借受人である常木三郎委員の議事参与の案件となっておりますので、すみませんが常木三郎委員につきましては退席をお願いします。

(1番常木三郎委員退席)

○議長 それでは、議案第2号、議案第3号まとめて事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第2号、第3号について説明をさせていただきます。

こちら、農地中間管理事業に関連する案件であり、同時にご説明のほうさせていただきます。

本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、長瀨町が農地利用集積計画を定めるに当たり、令和7年10月10日付で長瀨町長からの依頼により、当委員会での審議が求められているものであります。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申出を受け、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております公益社団法人埼玉県農林公社が使用権の設定を受けるものであります。

まずは番号2について説明いたします。

貸し付ける土地については議案第2号の資料のほうをご覧ください。

申請地、大字単位で3か所ございます。大字井戸字肥土、大字中野上字竹ノ内、大字岩田字段ノ下、こちらの3地区から畑の7筆、計6,483平米が対象となります。土地の所在につ

いては、案内図のほうをご覧ください。

まずは井戸のほう、井戸の字肥土593番1について、こちらが裏面のほうに航空写真と地番図を重ね合わせたもの、こちらでいう古沢園の西側、100メートルほどのところにあります畑となります。

次に、中野上の農地です。こちらは役場のすぐ西側の、以前農園として使っていたところ、こちらの竹ノ内の460番1、459番1、451番、450番1の4筆となります。

次に、岩田のほうです。次のページになりまして、こちらが岩田の燐美容室の西50メートルほどに位置する農地となります。筆が肥土の115番1と116番4の2筆となります。下ノ段、失礼しました、下ノ段です。

次に、利用権設定の期間が①の井戸の土地については3年間、令和8年1月1日から3年間、その他の6筆については令和8年の1月1日から5年間となります。本案について決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農地利用促進化計画を決定することとなります。なお、対象の農地については現在も耕作中があります。

続いて、議案第3号 農用地利用集積促進計画の意見についてご説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、長瀬町が利用促進計画を定めるに当たり、令和7年10月10日付で、長瀬町からの依頼により、当委員の意見を求められているものであります。

計画の内容を申し上げます。

今回、利用権の設定を受ける者について3名ございます。

まず、大字井戸の地区の農地を借りる方、こちらが——さん。ご住所が——。

次に、中野上の地区の農地です。こちらが——さん。——。

最後に、岩田の農地、こちらの権利を受ける者が——さん。——にお住まいの方です。

利用権の設定を受ける土地は先ほど議案第2号で説明させていただいた土地と同様で、井上さんが井戸の1筆、——さんが中野上の4筆、——さんが岩田の2筆、こちらの設定を受けるものとなります。

設定する権利については、——さんが賃借権の設定、利用については露地野菜等を栽培予定とのことです。賃借期間が令和8年1月1日より3年間、賃料が年間——円です。

次に、——さんが使用貸借権の設定、利用内容、こちらも露地野菜等となります。賃借期間については令和8年1月1日より5年間、賃料は使用貸借権設定のためかかりません。

最後に——さんが賃借権の設定、利用内容がリンゴ等です。賃借期間については令和8年1月1日より5年間、賃料は2筆で合計年額——円です。

栽培される野菜等などについては先ほどご説明した内容をそれぞれの方が専売で育てられるということで、特に意見はないものと考えております。

なお、本件につきましては、町では農業委員会の意見を聞いた後、計画案を埼玉県農林公社へ提出し、農林公社が計画を決定し、埼玉県知事が認可、公告を行い、賃借権、使用貸借権の設定がされるようになります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○須賀 勤委員 1番と6、7番なんですけれども、同じ設定権であって、賃借権払っているけど、6、7番に10アールあたりの金額が入っていないんですけれども、理由は。

○事務局 記載漏れですね。

○須賀 勤委員 5ページで、金払って0円じゃちょっと……

○事務局 0円じゃないですね、これ。すみません。

○須賀 勤委員 多分これ……

○事務局 記載漏れです。

○議長 記載漏れだよ。

○事務局 はい。

○議長 10アールあたりに換算して……

○須賀 勤委員 書いていただくようになっているんだと……

○議長 ほかにございますか。

○6番鈴木智子委員 すみません。1番の井上さんちの賃借料なんですけれども、何でこんなに高いんですか。

○9番齊藤喜久夫委員 2反分だから。

○6番鈴木智子委員 2反分だから……

○9番齊藤喜久夫委員 面積が2反分になっているんだよ。1反——だから、1,000平米で1万だから、2,200平米になっているでしょう。だから——になってる、多分。

(「広いからね」と呼ぶ者あり)

- 6番鈴木智子委員 広いからということなの。
- 9番齊藤喜久夫委員 面積が違う。
- 5番野原隆男委員 3年というのは……
- 議長 先ほどの同じ論法なんですけれども、これも相対することなんですけれども、なのでこちらが聞かれば平均的なところをお示しといいますか……
- 6番鈴木智子委員 本人たちがこう決めてやるということ。
- 9番齊藤喜久夫委員 後のトラブル考えてこの開発公社に頼んだ、それが一番スムーズなんだ。こういう金額は必ずトラブル発生したりするから。
- 議長 もう個人同士で土地の利用ができなくなったんで、農林公社通さざるを得ない法律になりましたから、この方式であくまでも決めるのは農林公社なので、こちらには意見として聞かれているだけなんです。
- 6番鈴木智子委員 では、この金額でいくとは限らないということですか。
- 議長 いや、いくでしょう。
- 事務局 金額はいきます。
- 議長 本人が、特に借りる側、貸す側は本当に幾らでも使ってもいいけど、むしろ使ってもらいたい方が多いでしょうから。
- 6番鈴木智子委員 払う気がしますけれども。ほかの見てるともうちょっと安いかなと思っていたんですけれども。
- 事務局 本当、人によると思います。貸してくださいと言った方はそれなりな、齊藤さんおっしゃっていた後腐れなく、これだけ払いますんできいと言いますし、どうぞ使ってくださいとなると多分取らないことが多い。その入り口がどっちかというので大きく違って。
- 議長 欲しいと言えば高くやって。
- 5番野原隆男委員 もっとも場所も場所ですよ。機械が入れば。
- 議長 条件も当然ありますよね。
- 6番鈴木智子委員 だから、平均値を知らないで先に決めた場合に、後から知ってほかより高かったんできい出しでもあれなんで……
- 10番松本高正委員 確かに悪い平均値じゃないですよ。
- 9番齊藤喜久夫委員 雑草堆肥にするから貸してやっている。そんな感じになっている。
- 議長 今は本当、前は結構取ったら貸すのもいましたけれども、今は取れないですもんね、

大抵ね。

借り手が主体で価格が決まるような状況です。

○6番鈴木智子委員 大丈夫かなとは思いますが。

○議長 多分、これ——さんのほうから言ったんじゃないかな。

○事務局 そうだと思います。

すみません、——さんの、先ほど私のほうがお住所、——と言ってしまったんですが、——でした、すみません。

○議長 みんな分かってましたから。

○事務局 貸した側の——さんのほうですね。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(「大丈夫です」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第2号 農用地利用集積等促進計画についてに対する採決を行います。

本件は申出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は申出のとおり決定いたします。

続きまして、議案第3号 農用地利用配分計画について採決を行います。

本件は、配分計画案について意見なしで報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は、配分計画案について意見なしで報告したいと思います。

常木三郎委員につきましては、席に戻るようお願いいたします。

(1番常木三郎委員着席)

○議長 それでは、以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、先ほど申したとおり、11月の委員会日程でございます。

11月の委員会は、11月26日の火曜日……

(「水曜日みたいだよ」と呼ぶ者あり)

○議長 ごめんなさい。11月26日水曜日1時半からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 ありがとうございます。それでは、11月は26日水曜日、午後1時30分からといたします。

なお、農振協議会につきましては、農業の皆さん併せてご出席をお願いいたします。

事務局からほかに何かございますでしょうか。

○事務局 現在、先月許可申請を受けた状況ですが、3件中の1件、———の一時転用、来月から行うもみじ公園の関係の駐車場の転用のほうは許可付となりましたので、あとの2件については先週付で許可申請のほうが通った旨の連絡はありましたので、今後は対応のほうしていく予定になります。

以上です。

○議長 ちょっと、じゃ終わってから。

それでは、以上で本日予定した議題は終了いたしました。

これで、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 それでは、これをもちまして、令和7年第10回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後2時05分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和7年10月27日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 井 上 ゆかり

署名委員 山 口 俊 司